



警戒情報

長崎市消費者センター

長崎市消費者を守るネット通信(第92号)

配信日 平成27年7月2日

長崎県消費生活センターからの情報です。

ギフト用電子マネー等で支払わせる アダルトサイトの請求にご注意!

〈相談事例〉

一昨日、スマホで無料アダルトサイトにアクセスし、動画再生をクリックしたところ、突然「未入金状態になっている」と表示された。びっくりして業者に連絡し、間違って登録になったと伝えましたが聞き入れられず、「未入金は20万円だが、本日正午までに支払えば12万円でもいい」と言われ、結局支払うことになった。指示されるままコンビニで大手ネット通販株式会社ギフト用電子マネーを12万円分購入し、電子マネーのコピーをファックスで送ったものの、納得できない。

〈消費者センターからのアドバイス〉

- アダルトサイトのワンクリック請求には応じる必要はありません。業者に連絡してしまうと、強く請求されるだけでなく、こちらの個人情報を与えてしまうことにもなりかねませんので絶対にやめましょう。
- 最近、料金支払いにプリペイドカード（以下、カードという）を購入させるケースが多くなっていますが、本ケースのようにカードに記載された番号を他人に教えると使われるタイプのものがあるため、コンビニ等で簡単に購入できます。法律で、購入したカードの返金は原則的に認められません。使われる前であれば何らかの救済が図られる場合もまれにありますので、すぐにカード会社に連絡してください。

※おかしいなと思ったときは、すぐに消費者センターにご相談ください。

長崎市消費者センター（長崎市築町3番18号 メルカつきまち4階）

相談専用電話 **095-829-1234**

〔相談受付時間〕平日(火曜日～金曜日)…午前10時～午後5時

土曜日、日曜日、祝日 …午前10時～午後5時

※月曜日は休業日です(月曜日が祝日のときは開館し翌平日が休業です)